重要事項説明書 通所介護

社会福祉法人 星風会 星風会 デイサービスセンターおおひら

「星風会デイサービスセンター おおひら」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。 (栃木県指定第 0970301222 号)

当施設は契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供される サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

	◇◆目次◆◇				
1.	経営法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3				
2.	事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・3				
3.	職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・3				
4.	当施設が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・・・・・4				
5.	苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・8				
6.	緊急時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 8				
7.	サービス提供における事業者の義務・・・・・・・・・・・・・9				
8.	虐待の防止のための措置について・・・・・・・・・・・・9				
9.	サービス利用に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・9				
10.	損害賠償について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10				
11.	サービス利用を中止する場合(契約の終了について)・・・・・・・・10				
12.	連帯保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12				
13.	第三者評価の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・12				

※この重要事項説明書は、「指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準」 に基づき、指定通所介護利用契約締結に際して、利用申込者及び代理人、連帯保証人へ の重要事項説明のために作成したものです。

1. 経営法人

(1) 法人名 社会福祉法人 星 風 会

(2) 法人所在地 栃木県栃木市田村町 928 番地

(3) 連絡先 TEL 0282-27-3969 FAX 0282-27-5408

(4) 代表者氏名 理事長 早川 武憲

(5) 設立年月 昭和51年11月8日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定通所介護事業所

平成 23 年 10 月 1 日指定

栃木県(0970301222)

(2) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い利用者が、その有する能

力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に通所介護サービス

を提供します。

(3) 事業所の名称 社会福祉法人 星風会

星風会デイサービスセンターおおひら

(4) 事業所の所在地 栃木県栃木市大平町西水代 1930 番地 1

(5) 連絡先 TEL 0282-45-2770 FAX 0282-43-6338

(6) 事業所長(管理責任者) 山口雅之

(7) 当事業所の運営方針

併設型デイサービスセンターの特徴のひとつである老人福祉のイメージを打ち破った新しいタイプの施設として、地域住民のニーズに応えられるよう、きめ細かいサービスの展開を図り、ケアの経験や専門性を持った職員による利用者への対応を行います。

- (8) 開設年月日 平成23年10月1日
- (9) 通常の事業の実施地域 栃木市 (旧都賀町、旧西方町は除く)、小山市
- (10) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日~土曜日(日曜日・年末年始 12/30~1/3 は除く)			
受付時間	8時30分~17時30分			
サービス提供時間	8時30分~17時30分			

(11) 利用定員 30名

※介護予防通所介護・第一号通所事業(通所介護相当サービス)を含む

3. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】

職種	職員数	指定基準
1.管理者	1名	1名
2.介護職員	4名以上	4名以上
3.生活相談員	1名以上	1名以上
4.看護職員	1名以上	1名以上
5.機能訓練指導員(看護師兼務)	1名以上	1名以上

【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制		
1.管理者	勤務時間 8時30分~17時30分		
2.介護職員	勤務時間 8時30分~17時30分		
3.生活相談員	勤務時間 8時30分~17時30分		
4.看護職員	※併設特養看護職員と連携をしています		
(兼務:機能訓練指導員)			

(常勤職員は4週8休制で勤務)

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- ① 利用料金が介護保険から給付される場合(介護保険負担割合証どおり)
- ② 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合があります。(介護保険外)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、通常 9 割が介護保険から給付されます。

【サービスの概要】

- ① 入 浴
 - ・状態に応じて入浴又は清拭を行います。
 - ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ② 排 泄
 - ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 機能訓練

- ・機能訓練指導員(看護師)により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を 送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ④ 健康管理
 - ・看護職員が、健康状態の観察 (バイタルチェック等) を行います。
- ⑤ 栄養管理
- ・栄養士が、個々の栄養状況及び嗜好を考慮して食事を提供します。
- ⑥ 送 迎
- ・契約者の自宅まで送迎します。

【サービス利用料金】

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

① 通所介護

1 単位=10.14円

	所要時間と単位数			備考
	5~6 時間	6~7時間	7~8時間	
要介護 1	570 単位/日	584 単位/日	658 単位/日	
要介護 2	673 単位/日	689 単位/日	777 単位/日	利用するにあたり、基本となる単位で
要介護3	777 単位/日	796 単位/日	900 単位/日	す。要介護度により異なります。
要介護4	880 単位/日	901 単位/日	1,023 単位/日	
要介護 5	984 単位/日	1,008 単位/日	1,148 単位/日	

② 加算等項目一覧

1 単位=10.14円

加算項目	単位数	備考
7 W A BI Ladde (*)	40 27/11	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有し
入浴介助加算 (I)	40 単位/回	て入浴介助を行う。
		個別機能訓練指導員等が居宅を訪問し個別機能訓練計画
個別機能訓練加算(I)イ	56 単位/日	を作成し、その後3か月ごとに1回以上居宅を訪問し、
		個々の機能訓練計画の見直し等を行っていること。
中重度者ケア体制加算	45 単位/日	前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者総数の
中里及有グテ体制加昇		うち要介護 3 以上の占める割合が 100 分の 30 以上。
認知症加算(当該利用者)	60 単位/日	認知症介護実践者研修等修了者 1 名以上配置。前年度又
於		は算定日が属する月の前3月間の利用者総数のうち認知
		症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合
		が 100 分の 20 以上。

サービス提供体制強化 加算 (Ⅱ)

6 単位/回

3年以上の勤務年数のある者が30%以上配置されていること。

③ 介護職員処遇改善加算等

③ 介護職員処遇改善加算 (II) 1ヶ月分の合計単位 数に 0.09 を乗じた単 位 (端数四捨五入)

介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充 てることを目的とした加算。

<総単位数の出し方>

- ① × 1ヶ月の利用日数 + ② = 1ヶ月の合計単位数(月単位数)
- <③介護職員処遇改善加算の単位の出し方>

月単位数 × 0.09 = 介護職員処遇改善加算単位(端数四捨五入)

<介護保険利用料金10割分の計算方法>

(月単位数+3+4+5)× 10.14 = 介護保険利用料& 10割分(端数切捨て)

※<介護保険利用料金1割(自己負担分)の計算方法>

介護保険利用料金10割分×0.9~0.7=介護保険利用料金9~7割分

(端数切捨て)

介護保険利用料金10割分—介護保険料金9~7割分=介護保険利用料金1~3割分

(自己負担分)

※ 介護保険負担割合により 0.9 (1割) 0.8 (2割) 0.7 (3割) の数字に変わります。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス 以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

① 食 事

当事業所では、献立表により栄養並びに契約者の身体の状況、及び嗜好を考慮した食事を提供します。

契約者に提供する食事の材料と調理にかかる費用です。(おやつ代含)

料金:1食700円

② 送 迎

契約者のご自宅まで送迎します。サービス利用料金(基本単価)に含まれています。

③ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施区域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合はお住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

事業所から片道概ね5km未満:300円 事業所から片道概ね5km以上:500円

③ レクリエーション・クラブ活動

契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただきます。

利用料金:材料費等の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき:10円(※カラーコピーは1枚につき20円)

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で、契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代:実費

⑥ 理美容サービス

理容師・美容師の出張による理髪・美容サービスを利用いただけます。

利用料金:要した費用の実費

※基本的に、申込み時に支払いいただき、当日領収書を発行します。

- *経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。
- (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、翌月請求書受取り後お支払い下さい。

- (4) 利用の中止、変更、追加
 - ◇利用予定日の前に、契約者の都合により通所介護サービスの中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
 - ◇サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。
- 5. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受付けます。

苦情解決責任者 山口 雅之 (管 理 者) TEL0282-45-2770

苦情受付担当者 島田 美代子(相 談 員) TEL0282-45-2770

第三者委員 日向野兵造 (星風会監事) TEL 0282-22-3106

青山 一郎 (星風会評議員) TEL 0282-27-3960

栃木市保健福祉部高齢介護課 TEL 0282-21-2251

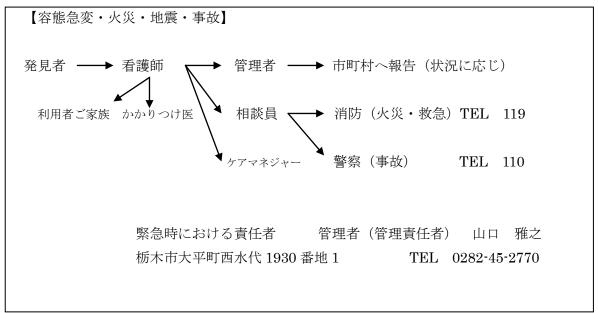
栃木県国民健康保険 団体連合会 TEL 028-643-2220

栃木県運営適正化委員会 TEL 028-622-2941

6. 緊急時の対応

利用時に契約者の具合が悪くなった場合、その他必要な場合には速やかに家族に連絡し、必要な措置を講じます。

下記に従いまして、対応させていただきます。



※但し、状況によっては変更する場合もあります。

7. 業務継続計画の策定について

事業主である社会福祉法人星風会において、感染症や非常災害の発生時に備えた法人 内通所介護事業所での連携。利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための 事業所間協定を締結

8. 高齢者虐待防止の推進について

虐待の発生またはその再発を防止するための措置として、虐待の防止に関する指針の整備、虐待防止委員会・虐待の防止に関する定期的な研修(併設の地域密着型介護 老人福祉施設との合同開催)への参加、講じた措置の適正化を図る専任の担当者を配置

9. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、契約者に対し通所介護サービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者の、生命・身体・財産の安全確保に配慮します。
- ② 契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、契約者から聴取・確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、契約者に対して、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに契約者又は 代理人の請求に応じて、閲覧させ複写物を交付します。
- ⑤ 契約者へのサービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置をいたします。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護サービスを提供するにあたって知り得た契約者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩いたしません。 (守秘義務)但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報提供をします。又、契約との契約終了に伴う援助を行う際には、予め文書にて契約者の同意を得ます。
- ⑦ 個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に取り扱う為、契約者から個人情報の使用 に係る同意書について説明し、同意を頂きます。

10. サービスの利用に関する留意事項

- (1) 事業所・設備の使用上の注意
 - ※事業所・設備・敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
 - ※故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所・設備を 壊したり汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に回復していただく か、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
 - ※当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営 利活動を行うことは出来ません。

(2) 喫煙

事業所内、全面禁煙となっております。

11. 損害賠償について

(1) 損害賠償責任

事業者は、本契約に基づく通所介護サービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

(2) 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者及びその家族等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項 について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して 損害が発生した場合
- 二 契約者及びその家族等が、通所介護サービスの実施にあたって必要な事項に関する 聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら 起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施した通所介護サービスを原因としない 事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者及びその家族等が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 五 契約者及びその家族等の、自身による事象がもっぱら起因して障害が発生した場合

12. サービスの利用をやめる場合(契約の終了等について)

契約期間満了の2日前までに契約者から終了の申し入れがない場合には、自動更新されるものとします。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続して通所介護サービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定により、契約者の心身の状況が「要支援」「自立」と判定された場合または「チェックリスト」により非該当とされた場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった 場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑥ 災害時等こちらの都合でサービスの提供を中止する場合があります。

- ○自然災害等(台風、大雨、洪水、大雪等)
- ○道路状況等(道路の破損、工事等)
- (1) 契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。 その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書を提出して下さい。 但し、以下の場合には即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ 契約者が入院された場合
- ④ 契約の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく、本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により、契約者の身体・財物・信用 等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認め られる場合
- ⑧ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合

(2) 事業者から契約解除の申し出

事業者は、契約者等が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者及びその家族等が、契約締結時に契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行いその結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による第7条第1項から第3項に定めるサービス料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- 三 契約者及びその家族等が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者及び入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者及びその家族等が故意に法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を事業者に対して行い、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し必要な援助を行うよう努めます。

13. 連帯保証

代理人兼連帯保証人は本契約において生じた契約者の一切の責任について連帯保証するものとします。

14. 第三者評価の実施状況

当施設は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

上記の同意を証するため、本書2通を作成し、契約者、代理人、連帯保証人、事業者が 記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします

年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いま した。

> 説 明 者 職 種 生活相談員

> > 氏 名

印

事業者 所在地 栃木県栃木市大平町西水代 1930 番地1

事業者名 社会福祉法人 星風会

星風会デイサービスセンターおおひら

管理者名 山口雅之 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの 提供開始に同意しました。

契約者 住所

氏 名 印 家族(代理人) 住所 氏 名 印) (続 柄: 連帯保証人 住所

> 氏 名 印)

(続 柄: